|  |
| --- |
| **（例）栄養・食生活サポートチーム設置要領****栄養・食生活サポートチーム設置要領****１　目　的**災害における長期避難生活により、適切な健康及び栄養状態を維持できない被災者が多数存在する被災市町村に対し、適切な食生活の確保のための調整及び避難生活における食生活に関する相談等の支援を行う。**２　実施主体**　京都府**３　設　置**栄養・食生活での支援が必要な被災者が多数存在する被災市町村を所管している保健所において、栄養・食生活支援を実施する上で、必要に応じて、栄養・食生活サポートチームを設置する。**４　構成員**　被災市町村を所管している保健所所長の監督の下、保健室長を長をとし、府保健所栄養士をチームリーダーとして、被災市町村栄養士等と連携を図りながら、必要に応じて他の府保健所栄養士、市町村栄養士、派遣行政栄養士、府・日本栄養士会員等で構成し、現地リーダーを支援する。　なお、他自治体や日本栄養士会から派遣された栄養士等は、府健康福祉部が派遣受入・依頼等の調整を行う。チームリーダー：京都府保健所の栄養士　現地リーダー：被災市町村の栄養士　　 構成員：京都府保健所栄養士、市町村栄養士、派遣行政栄養士、京都府栄養士会員、日本栄養士会員　等**５　実施内容**（１）避難所巡回を行い、提供されている食事内容を調査・評価（２）栄養バランスを考えた改善方法の提案（３）栄養・食生活相談　　　①対象　母子、高齢者、慢性疾患患者等の要支援者、その他栄養・食生活相談を希望する者　　　②内容　栄養・食生活相談（個人の状態に応じた食事の配慮、食品選択、特殊栄養食品の活用方法の指導等）③相談記録　　個別栄養相談票（様式６，７，８）を作成し、その個人情報は適切に管理する。　　（４）情報提供　　　**６　連携体制**　　　栄養サポートチーム、関係団体、他のサポートチーム等の保健医療活動チームとの情報共有を適宜行う。必要に応じ、他のサポートチームと共に行動することもある。**７　報　告**チームリーダーは被災状況報告書（様式４，５）健康調査連名簿（様式９）をまとめ、府健康福祉部へ報告する。 |